

学校におけるマスク着用について（文科省「衛生管理マニュアル」より）

令和4年5月26日

宮崎県教育委員会

1 マスクの着用について

学校教育活動において、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきだが、教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応する。

- ・ 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスク着用は必要ない
- ・ 気温・湿度が高い日等は、熱中症などの健康被害を考慮しマスクを外す
※ 熱中症への対応を優先、児童生徒が自身の判断で適切に対応できるよう指導
- ・ 体育の授業では、マスク着用は必要ない
※ 十分な距離がとれない状況で、呼吸ができない・熱中症リスクがない場合は着用

2 具体的な活動場面ごとのマスク着用について

(1) 各教科等

- ・ 体育の授業では不要（間隔を十分確保するなどの対策は必要）
※ 緊急事態宣言（レベル3）地域では、児童生徒が運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用
- ・ 合唱では原則着用（マスク着用でも間隔をできるだけ2m空ける）

(2) 入学式等の儀式的行事

- ・ 参加者へのマスク着用を含む咳エチケットを推奨

(3) 運動部活動

- ・ 体育の授業における取扱いに準じる

(4) 給食等の食事をする場面

- ・ 食事後の歓談時は必ずマスクを着用

(5) 清掃活動

- ・ 換気の良い状況でマスクをした上で行う

(6) 登下校

- ・ 熱中症対策のため、気温が高い時等に屋外で距離を確保できる場合は、マスクを外す（自己判断しづらい小学生等は積極的な声かけなど指導を行う）
- ・ 公共交通機関を利用する場合は、マスク着用

(7) 寮・寄宿舎

- ・ 共用スペースや自室以外の居室ではマスク着用
- ・ 食堂でビュッフェ形式の場合は、料理を取る際にマスク着用